

第1条 (この請求約款の適用および変更)

- この「ソフトバンクでんき Powered by SB パワー請求サービス約款」(以下「この請求約款」といいます。)は、ソフトバンク株式会社(東京都港区東新橋一丁目9番1号所在、代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙。以下「当社」といいます。)が、SB パワー株式会社(東京都港区東新橋一丁目9番1号所在、代表取締役社長 馬場 一。以下「SB パワー」といいます。)がお客さまとの間で締結する電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)にもとづき、お客さまがSB パワーに支払義務を負う電気料金、延滞利息、工事費負担金等相当額、違約金その他 SB パワーが定める電気需給約款から生ずる金銭債務(当該金銭債務は SB パワーから当社に開示されるものとし、以下「電気料金等」といいます。)を、当社が、SB パワーに代わってお客さまに請求するサービス(以下「本サービス」といいます。)に係る各種条件を定めたものです。
- お客さまが本サービスの適用を希望される場合には、あらかじめこの請求約款を承諾のうえ、当社指定の方法により申込みをしていただきます。
- 当社は、この請求約款を変更する場合は、原則として事前に、あらかじめその効力発生日を定め、当社のホームページに掲示する等当社が適当と判断した方法によってお客さまに通知し、この請求約款を変更いたします。この場合、本サービスの各種条件は、変更後ソフトバンクでんき Powered by SB パワー請求サービス約款によります。

第2条 (本サービス提供の内容)

- 当社は、お客さまが希望される場合には、この請求約款に則って需給契約にもとづく電気料金等をお客さまに請求し、かつ、当社がお客さまに携帯電話または固定通信サービス等の通信サービス(以下、「電気通信サービス」といいます。)を提供している場合には、当該電気通信サービスの利用料金(当社との間で、電気通信サービスに係る利用契約を締結されている場合に限り)と電気料金等を合算してお客さまに請求いたします。なお、お客さまは、当社がお客さまの電気料金等をお客さまに代わって SB パワーに支払うことに同意するものとし、当社が、お客さまの電気料金等をお客さまに代わって SB パワーに支払った時点において、当社は、お客さまに対して、当該電気料金等に関する請求権(求償権)を取得するものとなります。なお、お客さまは、当社の求償権にもとづく請求にたいがい、当社に対して電気料金等の全額をお支払いいただくものとなります。
- 本サービスは、当社が、お客さまの SB パワーに対する支払義務を保証するものではありません。

第3条 (本サービス提供の条件と提供)

- 当社は、お客さまが次のすべての条件を満たす場合には、お客さまからの申込みを承諾し、お客さまと当社との間でこの請求約款にもとづく本サービスの利用契約(以下「本サービス利用契約」といいます。)が成立するものとなります。なお、原則として、申込日が属する月の翌月以降の電気料金等の請求分より、本サービスの提供が開始されるものとなります。
 - お客さまが SB パワーと需給契約を締結していること
 - 当社指定の与信審査を通過すること
 - お客さまの SB パワーに対する電気料金等の支払日と、当社が本サービスにもとづき予定する請求パターンが当社の定める基準に合致していること
- お客さまへの本サービスの提供開始後、お客さまが前項に定める条件を満たさなくなった場合、当社は、お客さまにその旨を事前に通知のうえ、本サービスの提供を終了できるものとなります。

第4条 (本サービス提供の料金)

本サービス提供の料金は、無料となります。

第5条 (電気料金等のお支払い方法)

- 電気料金等については、当社と SB パワーとの定めにもとづき、当社が SB パワーへ立替払いを行ない、当社は、次の各号に定めるいずれかの方法により、お客さまへ電気料金等をご請求いたします。
 - お客さまが電気料金等を口座振替により支払う旨を選択した場合、当社が委託する収納代行業者からお客さまにご請求いたします。
 - お客さまが電気料金等をクレジットカードにより支払う旨を選択した場合、お客さまがご契約されているクレジットカード会社からお客さまにご請求いたします。
- 前項の定めにかかわらず、当社と SB パワーとの定めにより、当社が、SB

パワーに電気料金等の立替払いをしないときは、SB パワーからお客さまに対し、電気料金等を直接ご請求することがあります。

第6条 (電気料金等のお支払いおよび支払期日等)

- 電気料金については毎月、工事費負担金等相当額の電気料金以外の金銭債務についてはそのつど、当社または SB パワーが指定する方法により、お客さまに支払っていただきます。
- 電気料金の支払期日は、請求日の翌々月までといたします。
- 電気料金等は、いかなる場合でも、お客さままたは請求先契約者(本条第3項に定める者をいいます。)に支払っていただきます。
- お客さまは、電気料金等の請求先が需給契約の契約名義や契約住所と異なるお客さま(以下「請求先契約者」といいます。)への請求である場合、電気料金等が請求先契約者に請求されることについて、需給契約の締結前に、請求先契約者から事前の同意を得ていただくものとなります。なお、当社は、お客さまが SB パワーへ需給契約を申込みされたことをもって、当該請求先契約者の同意を得たものとみなします。
- 需給契約の廃止、解除、解約その他の事由により、SB パワーがお客さまに電気料金等を精算または返金(以下「返金等」といいます。)すべき場合でも、当社は、一旦お支払いいただいた電気料金等を、お客さまに返金等をする義務を負わないものとなります。なお、この場合、お客さまは SB パワーに対して、自ら電気料金等の返金等を請求するものとなります。
- お客さまが需給契約を消滅させる場合または需給契約を変更する場合には、お客さま自身が SB パワーに対して、解除、解約または変更の申込みをするものとなります。なお、お客さまが需給契約を解除、解約または変更した場合であっても、当社は、すでにお支払いいただいた当該需給契約にもとづく電気料金等の返金等は行ないません。
- 毎月の電気料金の支払いが、その支払期日を過ぎても当社または当社が指定する金融機関もしくはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて入金金の確認ができない場合、当社は、お客さまに対する本サービスの提供を中止することがあります。なお、この場合、SB パワーからお客さまへ直接、電気料金等を請求することがあります。また、この場合の電気料金の支払期日は、原則として請求日の翌月末日までといたします。
- 当社または SB パワーは、電気料金等の分割による支払いをお受けすることはいいたしません。また、電気料金等の他に、お客さまへのご請求(電気通信サービスの利用料金を含むがこれに限らないものとなります。)がある場合には、電気料金等のみを対象としたお支払いをお受けすることはいいたしません。

第7条 (ご請求パターン)

当社は、本サービスにおいて電気料金等と電気通信サービスの利用料金との合算請求の対象となる当社の電気通信サービスの種類に応じて、電気料金等をご請求するものとし、この電気料金等の合算請求は、電気通信サービスのお支払い方法に準ずるものとなります。

第8条 (延滞利息)

お客さまがこの請求約款に定める所定の期日までに、需給契約および本サービスに関する金銭債務の履行を遅延した場合には、お客さまは当社に対し、年率14.5%(電気通信サービスのみのお支払いの場合には、年率14.6%の割合といたします。)の割合で算定した延滞利息をお支払いいただきます。なお、延滞利息は、原則として電気料金等とあわせてお支払いいただきます。

第9条 (お客さまが行なう本サービス利用契約の解除等)

- お客さまは、本サービス利用契約を解除する場合は、当社指定の方法により、事前に当社へ届け出ていただくものとなります。なお、お客さまからの届出がなかったことによりお客さまが被った損害について、当社は、一切の責任を負いません。
- 前項の定めにかかわらず、本サービス利用契約解除の手続きの完了日は、請求情報の変更登録処理手続きやご契約内容から当社が決定するものとなります。
- 当社は、本条第1項の届出以前に当社がお客さまから受領した電気料金等の返金等はいいたしません。

第10条 (本サービスの停止)

当社は、お客さまが電気料金等の支払いを遅滞した場合その他お客さまがご

の請求約款の条項のいずれかに違反し、または違反するおそれが高いと当社が合理的に判断した場合、もしくはこの請求約款第11条第1項各号に定める解除事由が発生した場合には、お客さまへ告知することなく、お客さまに対する本サービスの提供を停止し、本サービスの対象とされていたお客さまの電気料金等について、SBパワーに対する支払いを拒否することができるものとなります。

第11条 (当社が行なう本サービス利用契約の解除等)

1. お客さまに次のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、お客さまは当社に対して負担する一切の金銭債務について、当然に期限の利益を失い、また、当社は、お客さまに催告、通知することなく直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとなります。
 - (1) お客さまが当社に提出した申込書等の書面や申込に係る事項に虚偽または不正確な記載があったとき、または故意に重要な事項の記載をしなかったとき
 - (2) 本サービスにもとづく電気料金等の未払い等、この請求約款の各条項のいずれか1つにでも違反したとき
 - (3) お客さまが自ら振りだした手形・小切手が不渡りになったときまたはその他支払停止になったとき
 - (4) お客さまが差押え、仮差押えまたは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受けたとき、もしくはこれらの申立を自らしたとき
 - (5) お客さまの所在が不明であるとき
 - (6) お客さまの資産、信用、支払能力に重大な変化が生じたとき当社が合理的に認めたととき、またはその他お客さまが著しい信用不安に陥ったとき当社が合理的に認めたととき
 - (7) お客さまが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員またはこれに類する者に該当すると当社が判断したとき
 - (8) お客さまとSBパワーとの需給契約が消滅したとき
 - (9) 当社とSBパワーとの電気料金等の立替払いに係る契約が終了したとき
 - (10) その他、お客さまにおいて、当社が本サービスの提供を維持し難いと認める事由が生じたとき
2. 前項各号に定める事由が生じた場合には、当社とお客さまとの契約にもとづきご利用になっている本サービス以外の他のサービスが、利用停止または契約解除となる可能性があります。
3. 当社は、当社の裁量にもとづき、本サービスの全部または一部を変更、中止または廃止することができるものとなります。なお、本サービスを変更、中止または廃止する場合には、原則として事前に、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

第12条 (本サービスの停止、廃止または終了時の措置および精算)

1. 本サービスの提供が停止もしくは廃止され、または本サービスの利用契約が解除された場合には、理由の如何を問わず、お客さまの本サービスに係る金銭債務は当然に期限の利益を失い、お客さまは直ちに当社に対する金銭債務を弁済するものとなります。ただし、当社の都合により本サービスを廃止する場合は、この限りではありません。
2. 本サービスの提供が停止もしくは廃止され、または本サービスの利用契約が解除された場合には、理由の如何を問わず、本サービスの利用契約を条件として、当社またはSBパワーが提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとなります。

第13条 (免責)

当社は、この請求約款第10条に定める本サービスの停止、およびこの請求約款第11条にもとづく本サービスの解除等に起因した如何なる損害についても、お客さまに対して何らの損害賠償の責めを負わないものとなります。ただし、当社の故意または重過失による損害については、この限りではありません。

第14条 (権利および義務譲渡の禁止)

お客さまは、本サービスに関する権利および義務の全部または一部について、第三者に譲渡もしくは担保に供することはできません。

第15条 (お客さまに係る情報の利用)

1. 当社は、お客さまに係る情報(当社が直接取得するもの、またはSBパワーからお客さまに関して当社が取得する氏名、住所、電話番号および契約者識別符号等の全てのお客さまの情報(をいい、当社が本サービスまたは電気通信サービスに関して取得するお客さまの情報を含むもの、これに限らないものとし、以下同様といたします。))を次に定める目的の遂行に必要な範

圍において、利用するものとなります。

- (1) お客さまからのお問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等の契約者に対する取扱い業務
 - (2) 料金計算に係る業務
 - (3) 料金請求に係る業務
 - (4) 市場調査およびその分析
 - (5) 当社または他社の商品、サービスならびにキャンペーンのご案内等
 - (6) 小売電気事業および情報通信業界の発展および契約者のサービス向上に係る寄与のための情報提供を行なう通知
2. 前項に定める他、SBパワーおよび当社が別に定める共同利用者とお客さまに係る情報の共同利用を行なう場合には、当該お客さまに係る情報を本条第1項(1)から(6)(ただし、上記(1)については、当社を共同利用者と読み替えます。)に定める目的で共同利用するものとなります。
 3. 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、契約者共同利用に係るお客さまの情報について、責任を有するものとなります。
 4. 当社は、次の各号に掲げる場合には、お客さまに係る情報を第三者に提供するものとなります。また、当社は、個人情報保護法、電気事業法、電気通信事業法その他の法令の規定にしたがい、当社が取り扱う個人情報を書面の送付または電磁的方法等により、第三者に提供する場合があります。
 - (1) 当社は、支払い期日を経過したにもかかわらず電気料金等を支払われないお客さまがいる場合、または不払い額および滞納額に争いがある場合等、そのお客さまの氏名、住所、生年月日、争い等がある場合はその旨の情報を、電気料金等の不払いの発生を防ぐことを目的として電力広域的運営推進機関^{※1}およびその会員^{※2}に対し、当該お客さまに係る情報を提供することがあります。
 - (2) 当社は、需給契約の契約申込受付時の加入審査に活用することにより、不正な加入、電気料金等の不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さままたは加入申込者の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、職業、勤務先、本人確認書類の番号、料金の支払い方法・状況、支払い口座またはカードの番号、契約状況、審査結果、不正行為に関する記録、不払いとなった時期、不払い額および滞納額に争いがある場合等)におけるその旨の情報を電力広域的運営推進機関およびその会員に提供することがあります。
 - (3) 当社は、需給契約の契約申込受付時の加入審査および加入後の調査に活用することにより、不正な加入、料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さままたは加入申込者により提示された偽造または改ざんされた証明書に関する個人情報(名前、名前カナ、生年月日、住所、郵便番号、証明書種別、証明書番号、証明書発行元、申込日、連絡先電話番号、逮捕情報、偽造の手口、加入審査結果等)を、電力広域的運営推進機関およびその会員に提供することがあります。
 5. お客さまは、当社が前各項の条件にしたがい、お客さまに係る情報を利用することに同意するものとなります。

※1: 電力広域的運営推進機関とは、広域的な電力の系統計画の策定や需給調整などを行なうことをその役割とし、電気事業法に定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けた機関をいいます。

※2: 電力広域的運営推進機関の会員名簿に記載された者をいいます。

第16条 (協議事項)

当社またはSBパワーおよびお客さまは、この請求約款により生じる権利および義務を誠実に履行し、この請求約款に定めない事項またはこの請求約款の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもって協議し解決するよう努めるものとなります。なお、この請求約款に定めのない需給契約に係る電気料金その他の供給条件については、SBパワーが定める電気需給約款によります。

第17条 (管轄裁判所)

本サービス利用契約に関する係争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所といたします。

付 則 (実施日)

この請求約款は、平成29(2017)年10月2日より実施いたします。

以上

平成29(2017)年10月2日

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙